

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年12月24日(2020.12.24)

【公開番号】特開2019-115585(P2019-115585A)

【公開日】令和1年7月18日(2019.7.18)

【年通号数】公開・登録公報2019-028

【出願番号】特願2017-252505(P2017-252505)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/022 (2006.01)

A 6 1 B 5/16 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/02 6 3 4 Z

A 6 1 B 5/16

【手続補正書】

【提出日】令和2年11月9日(2020.11.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血圧測定部により計測された被計測者の血圧値を取得する血圧値取得部と、  
前記被計測者の平常時の第1脈拍数、及び前記血圧値が計測された時間帯における前記  
被計測者の第2脈拍数を取得する脈拍数取得部と、

前記第1脈拍数に基づいて、前記被計測者の自律神経の第1緊張度合いを算出し、前記  
第2脈拍数に基づいて、前記被計測者の自律神経の第2緊張度合いを算出する算出部と、

前記血圧値に基づいて当該血圧値が高血圧に分類されるか否かを判定し、高血圧に分類  
されると判定する場合にのみ、前記第1緊張度合いと前記第2緊張度合いとの比較に基づ  
いて、前記血圧値の血圧の種類を判定する判定部と、

を具備する情報処理装置。

【請求項2】

前記第1緊張度合いと第2緊張度合いとの比較に基づいて、前記血圧値の計測時に前記  
被計測者がストレスを受けた状態にあったか否かを判定する判定部を更に備え、

前記判定部は、前記血圧値の計測時に前記被計測者がストレスを受けた状態にあったと  
判定された場合に、前記血圧値についてストレス性高血圧の疑いがあると判定する、

請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記判定部は、前記血圧値の計測時に前記被計測者がストレスを受けた状態にないと判  
定された場合に、前記血圧値について持続性高血圧の疑いがあると判定する、

請求項2に記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記血圧値が計測された位置を表す位置情報を取得する位置情報取得部を更に具備し、  
前記判定部は、前記血圧値についてストレス性高血圧の疑いがあると判定された場合に  
、前記位置情報に基づいて、前記ストレス性高血圧の種類が白衣高血圧、職場高血圧およ  
びその他の位置に関連付けられた高血圧のいずれであるかを判定する、

請求項2に記載の情報処理装置。

【請求項5】

前記判定部は、判定結果を表す情報を出力する  
請求項2乃至4のいずれか一項に記載の情報処理装置。

【請求項6】

前記判定部は、前記被計測者に対し、平常時の血圧測定を勧める情報を出力する  
請求項2乃至5のいずれか一項に記載の情報処理装置。

【請求項7】

血圧測定部により計測された血圧値を処理する装置が行う情報処理方法であつて、  
前記血圧測定部により計測された被計測者の血圧値を取得する過程と、  
前記被計測者の平常時の第1脈拍数、及び前記血圧値が計測された時間帯における前記  
被計測者の第2脈拍数を取得する過程と、

前記第1脈拍数に基づいて、前記被計測者の自律神経の第1緊張度合いを算出し、前記  
第2脈拍数に基づいて、前記被計測者の自律神経の第2緊張度合いを算出する過程と、

前記血圧値に基づいて当該血圧値が高血圧に分類されるか否かを判定し、高血圧に分類  
されると判定する場合にのみ、前記第1緊張度合いと前記第2緊張度合いとの比較に基づ  
いて、前記血圧値の血圧の種類を判定する過程と

を備える情報処理方法。

【請求項8】

請求項1乃至6のいずれかに記載の情報処理装置が具備する各部としてプロセッサを機  
能させる情報処理プログラム。